

件名	食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	食品衛生法(昭和22年法律第233号) 食品衛生法施行規則(昭和23年号外厚生省令第23号) 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号) 食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令140号)
<p>【改正の概要】</p> <p>食品衛生法等の一部を改正する法律の施行により、食品衛生法が改正されたことから、関連する次の条例について所要の改正等を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生法施行条例 (2) 愛媛県食の安全安心推進条例 (3) 愛媛県食品行商条例 (4) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例 (5) 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 <p>【改正の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生法施行条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ (措置基準)の削除 ・ (営業施設の基準)の改正 ・ (集団給食施設の給食開始報告)の削除 ・ 別表(手数料等)の改正 (2) 愛媛県食の安全安心推進条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の自主回収関連規定の削除 (3) 愛媛県食品行商条例の廃止 (4) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふぐ取扱者以外の者がふぐの有害部分を除去等出来る場合を追加 ・ ふぐ取扱所の届出等関連規定の削除 (5) 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表の愛媛県食品行商条例及び愛媛県ふぐの取扱いに関する条例のふぐ取扱所の届出に関連する規定の削除 	
施行日	令和3年6月1日
【その他参考事項】	